

平 成 2 3 年 度

石狩市教育委員会会議（12月定例会）議案

議案第1号 平成23年度石狩市教育委員会表彰受賞者の決定について（非公開）

報告第1号 石狩市文化財保護審議会からの中間答申について

石 狩 市 教 育 委 員 会

日 程

日 時 平成23年12月20日（火） 午後1時30分

場 所 市役所本庁舎 市議会第2委員会室

日程第1 署名委員の指名

日程第2 議案第1号 平成23年度石狩市教育委員会表彰受賞者の決定について
(非公開)

報告第1号 石狩市文化財保護審議会からの中間答申について

日程第3 教育長報告

日程第4 報告事項

- ① 「聚富中学校の今後に関する保護者の意見を聴く会」実施報告について
- ② 平成23年度石狩市教職員研修「ウィンターセミナー」について
- ③ 第12回石狩市民図書館まっりの実施報告について

日程第5 その他

日程第6 次回定例会の開催について

平成24年1月 日（ ） 時 開催

報告第 1 号

石狩市文化財保護審議会からの中間答申について

平成 23 年 12 月 20 日提出

教育長 樋口 幸 廣

このことについて、次のとおり中間答申を受けたので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 15 号の規定に基づき報告する。

平成 23 年 12 月 14 日

石狩市教育委員会

教育長 樋口 幸廣 様

石狩市文化財保護審議会

会長 村山 耀一

石狩市文化財保護審議会への諮問に係る中間答申について

平成 23 年 11 月 21 日付け石教文第 68 号で諮問のあったこのことについて、本審議会では、現在答申に向けて検討を進めておりますが、次年度に向けて早急な対応が望まれるものもあることから、現時点においての答申（中間答申）をさせて戴きます。

なお、諮問事項 1 「これからの郷土資料の保存・展示のあり方について」は、本審議会での方向性を確認してはおりますが、今後さらなる議論を深める必要があることから、今回は基本的な考え方に留め、次回に詳細かつ最終的な答申を委ねたいと存じます。

諮問事項 2 「はまます郷土資料館のリニューアルについて」については、建物の老朽化や昨年豪雨災害など展示環境の改善が急がれることから、優先的に答申すべきと考え、審議を進めてまいりました。

以下、その内容について、次のとおり答申いたします。

記

1. 諮問事項1「これからの郷土資料の保存・展示のあり方について」

方向性として以下の2点が確認されました。

1) 地域の郷土資料の活用とネットワーク

市内各地域の郷土資料は、それぞれが離れた場所にありながら様々な関連性をもっています。こうした郷土資料の価値とその関係を理解し活用するためには、これらを結び付けるネットワークが必要になります。今後、このネットワークのあり方について議論を深めてまいります。

2) 資料館のあり方について

上記のようなネットワークにおいては、限られた行政資源（人員、予算）の効率的な活用という観点からも、これらの要となる施設（資料館）も必要と考えます。ここが核となって市域全体を石狩の博物館と捉え、市内外への情報発信と文化財保護、さらには文化の振興を図るという視点にまで目標を持つような施策推進を図る必要があります。

本審議会では、資料館の郷土資料ネットワーク上での役割分担とともに、各地域の展示施設等が何をテーマにしたどのような展示が望ましいのか、さらには文化財の保護・活用を通じ、本市の文化振興あるいは社会教育の推進にどのような役割を担っていくべきか、また他の教育施策や施設と如何に連動すべきかなど、今後議論を深めたいと存じます。

2. 諮問事項2「はまます郷土資料館のリニューアルについて」

1) 基本的な考え方

はまます郷土資料館は、昭和46年に地域の文化財の展示、保管施設として開館いたしました。現在は開館以来の文化財の収集、寄贈により、1万点を超える文化財が館内に収蔵、展示されております。また、建造物としては、明治32年建築の鯨番屋「旧白鳥番屋」であり、地域の歴史を象徴する建築物として昭和56年に浜益村指定文化財に指定されました。

このように、はまます郷土資料館は、浜益区の文化財のほとんどが収蔵、展示されている施設であるとともに、浜益区の歴史を象徴する歴史的な建築物となっております。

しかし、現在は、残念ながら資料が収蔵能力を超えて館内に溢れているうえ、建物の傷みも進んできております。そのため資料の保管・展示施設として十分とはいい難く、また、歴史的建築物としても保全が急がれるところであります。

本審議会では、このような状況を踏まえ、今回諮問のあった「はまます郷土資料館のリニューアル」については、単なる資料館の模様替えではなく、浜益区の文化財をどのように保管・展示しながら後世へと受け継いでいくか、という観点で検討しなければならないとの認識に至りました。

2) はまます郷土資料館のリニューアルの方法

① 文化財の保管について

現在のはまます郷土資料館には開館以来収集された1万点を超える文化財が収蔵されています。しかし、既に述べたように現在の建物では収蔵能力を超えており、また歴史的建築物である旧白鳥番屋自体の展示にも悪影響を与えています。そのため、文化財の保管は、現在の郷土資料館とは別の施設で行う必要があります。

郷土の文化財は、その郷土の歴史と密接なことから、やはり浜益区内において保管・活用を図ることが望ましいと考えます。これにあたっては費用対効果を勘案し、区内の遊休施設の活用を前提に検討する必要があります。

② 文化財の展示について

現在のはまます郷土資料館では、浜益の自然、歴史、文化を示す様々な文化財が展示されています。しかし、分かりやすく脈略をもって、それら資料を展示するには、現在の「旧白鳥番屋」では困難です。そのため、これまで展示していた浜益区の考古、生活、歴史などの資料展示は別な場所で行う必要があります。

その場合、展示スペースは、可能な限り旧白鳥番屋に近い場所に設けることが望ましいと考えられます。これは、浜益の歴史、文化を学ぶにあたって、旧白鳥番屋のような浜益を象徴する歴史的な建物と地域の文化財の展示が結びついていることが望まれるからです。

また、黄金山や濃昼山道、増毛山道など、区内の自然・文化資源についての情報発信も併せて行くと、さらに効果的と考えます。

③ 市指定文化財「旧白鳥番屋」について

浜益区の歴史は、鯨漁業から始まったと言っても過言ではありません。浜益区にとって明治時代の鯨番屋である旧白鳥番屋はその歴史を語る上で極めて重要な文化財です。また、旧白鳥番屋は、「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」に選出されるなど日本の漁業史上からも重要な意味を持っています。

しかしながら、現在の郷土資料館には、鯨漁業とは直接関係のない標本、文化財が多く収蔵、展示されており、結果的に歴史的建築物としての旧白鳥番屋の価値を十分に発揮できなくなっていることは否めません。

そのためリニューアルにあたっては、出来得る限り鯨番屋としての往時の趣を再現するような工夫が必要であり、浜益区の歴史を象徴する歴史的建築物としての価値を高めることが大切と思われます。また、平成 22 年の豪雨災害の教訓から、建物周辺の排水設備を含めた基礎、外構の整備も必要と考えます。